

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 第三者割当増資の取扱い

Q : 最近、ライブドア関係のニュースで新株の第三者割当増資という言葉を見ますが、第三者割当増資をした場合の税務上の取扱いはどのようになっているのですか？

A : 新株を発行する会社には課税関係が発生しませんが、引き受け側については、引受価額によって課税関係が生じます。

【解説】

最近、某ラジオ局の株式買収問題で、新株を有利発行してテレビ局に引き受けさせるという手法が採られ、注目を集めています。この株式の有利発行には、すべての株主に対して持株割合に応じて新株を割り当てる株主割当増資というものと、特定の第三者に株式を割り当てる第三者割当増資というものがありますが、株主割当増資は、株主の持株割合に応じて発行されるため、株主間での利益の移転が起こらず、課税関係が生じないのに対し、第三者割当増資は、株主間の持株割合に変動をもたらすため、利益の移転が生じ、引き受けた株主に課税関係が生じます。なお、この場合の有利発行とは、発行価額が取得価格よりも10%相当よりも低い価格で発行することで、この発行価額と取得価格との差額が課税対象となり、引受が個人であれば所得税が、法人であれば法人税が課税されます。

一方、増資は資本等取引に該当しますが、法人税では資本等の金額の増減を伴う取引や利益や剰余金の分配等を伴う取引は損益に含めないとされていますので、発行法人には課税されないこととなります。

